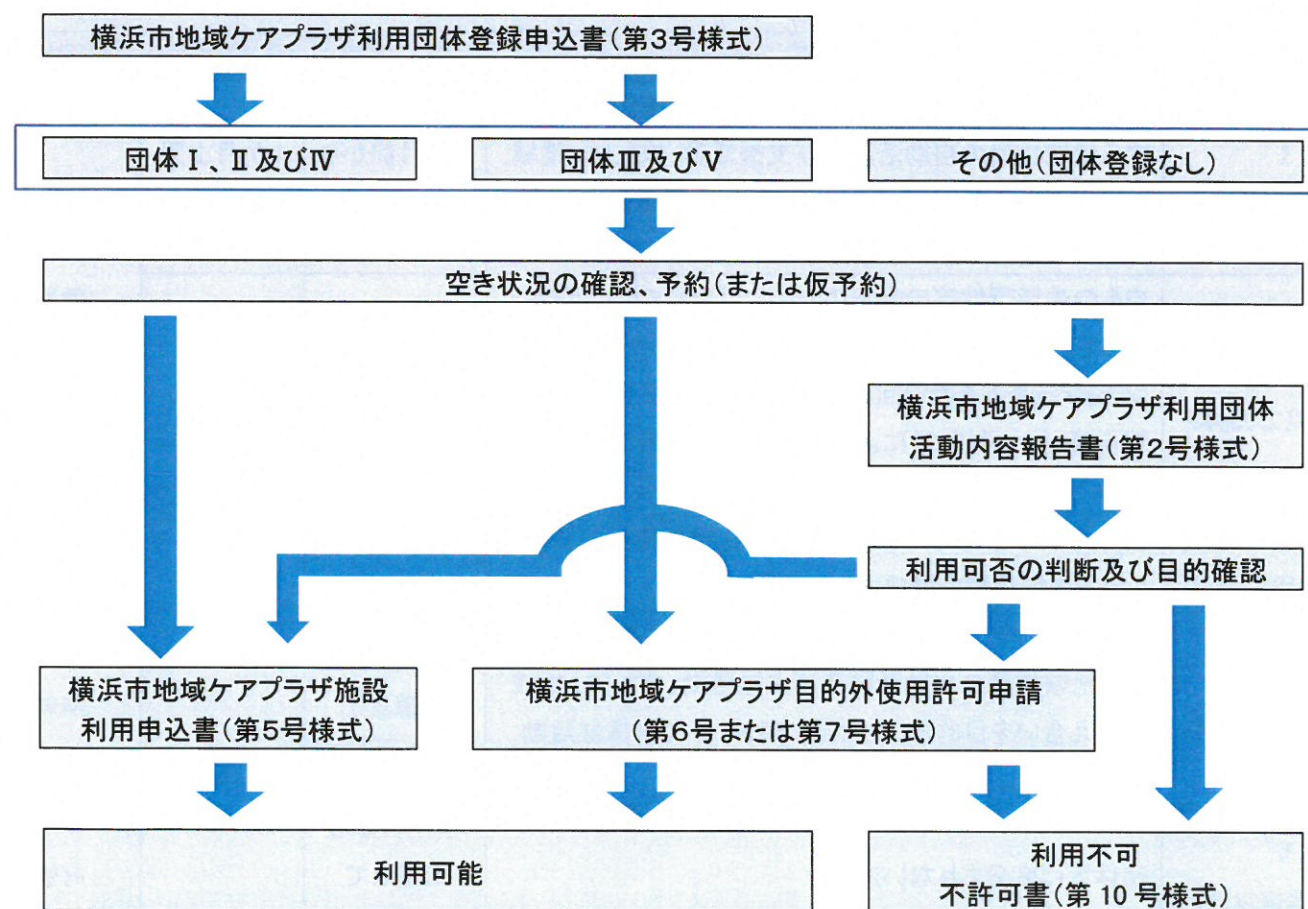


5 1 枠の考え方について

同一の部屋を連続して利用する場合は、2枠まで1枠の利用として扱います。ただし、同一時間帯において複数の部屋を利用しなければ活動ができないとケアプラザが認める場合は、1枠の利用とします。

区分	多目的ホール	調理室	地域ケアルーム	ボランティアルーム
午前 (9:00 ~ 12:00)	1 枠			1 枠
午後1 (12:00 ~ 15:00)	1 枠 (ただし、ケアプラザが認める場合)			
午後2 (15:00 ~ 18:00)				
夜間 (18:00 ~ 21:00)	1 枠 (ただし、ケアプラザが認める場合)			

【参考】利用までの手続き（概要版）

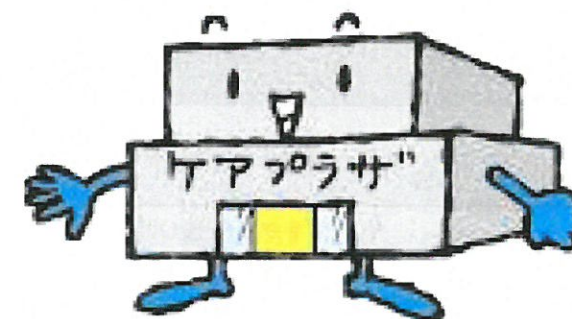


※利用までの手続きの概要を記載してあります。詳細は、地域ケアプラザ職員へお問い合わせください。

【お問合せ先】

上笹下地域ケアプラザ 〒235-0043 横浜市磯子区水取沢町60-17
 電話:045(769)0240 ファクス:045(769)0242

横浜市地域ケアプラザ 施設利用案内



上笹下地域ケアプラザ
令和5年4月

【地域ケアプラザとは】

市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するための施設（横浜市地域ケアプラザ条例）として設置された横浜市独自の施設です。

1 開館時間及び休館日

開館時間	午前9時から午後6時まで（日曜日及び祭日：午前9時から午後5時まで） ※貸館利用がある場合は午後9時まで
休館日	年末年始（12月29日から1月3日まで） 施設点検日（毎月第3月曜日）

2 施設概要

部屋	用途
多目的ホール	団体による活動をはじめとする地域の福祉保健活動といった各種イベントが開催できます。
調理室	ボランティア活動の一環として、団体の皆様が大勢の食事を調理することができます。
ボランティアルーム	ボランティア活動をしている方々の作業、打ち合わせ等に使用できます。
地域ケアルーム	地域ケアスタッフ等のミーティングスペースやその他会議室としても使用できます。

3 施設使用にあたって

（1）貸出区分

区分	平日・土曜日	日曜日・祝日
午前	午前9時から午後0時まで	
午後1	午後0時から3時まで	
午後2	午後3時から6時まで	午後3時から5時まで
夜間	午後6時から9時まで	

（2）使用料金（原則無料）※1区分あたり

使用目的が、福祉保健目的以外の場合、下記料金表を適用します。

施設	標準定員	使用料	
		通常	日曜日・祝日 （午後2区分のみ）
多目的ホール①	30人	1,380円	920円
多目的ホール②	30人	1,380円	920円
調理室	—	420円	280円
ボランティアルーム	12人	420円	280円
地域ケアルーム	12人	420円	280円

（3）利用目的の確認

地域ケアプラザの貸館は、利用目的によって、無料、有料及び使用不可が決まります。利用目的の確認のため、「横浜市地域ケアプラザ利用団体活動内容報告書（第2号様式）」を利用しようとする度にご提出いただきます。

目的	区分	判断基準
福祉保健目的	無料	福祉活動、保健活動及びこれらの活動の交流が目的のとき
福祉保健以外	有料	福祉保健以外が目的のとき
	使用不可	・営利のみを目的として使用するとき ・地域ケアプラザ使用上の注意が遵守できないとき

4 団体登録

地域ケアプラザを2回以上利用する場合、団体登録を行うと利用までの手続きがスムーズにできます。

団体登録には、「横浜市地域ケアプラザ使用団体登録申込書（第3号様式）」をご提出いただきますので、詳細は、地域ケアプラザ職員にお問い合わせください。

（1）団体定義

団体区分	定義	予約開始	予約枠数	利用料金
団体Ⅰ （福祉保健活動団体）	地域ケアプラザを利用する目的が福祉支援を必要とする地域住民の自助活動及び支援活動、または、地域の支え合いを目的とした活動に直結し、福祉保健活動の担い手として活動する団体	3か月前からの1日から	1か月上旬 3枠まで	無料
団体Ⅱ （福祉保健協力団体）	自らの生活環境等の向上のために活動している団体であって、福祉保健活動、地域貢献活動等のためのボランティア活動を年間2回以上実施し、福祉保健活動記録報告書（第1号様式）により所定の期日までに報告する団体	2か月前からの1日から	1か月 2枠まで	
団体Ⅲ （目的外使用団体）	団体Ⅰ及び団体Ⅱに区分されない施設の使用が認められる地域住民で構成された団体	1か月前からの1日から		有料
団体Ⅳ （法人（福祉保健目的））	地域ケアプラザを利用する目的が福祉支援を必要とする地域住民の自助活動及び支援活動、または、地域の支え合いを目的とした活動に直結し、福祉保健活動の担い手として活動する法人	使用日から 起算して 21日前から	上限なし	無料
団体Ⅴ （法人（福祉保健以外））	団体Ⅳに区分されない法人	使用日から 起算して 14日前から		有料

* 自由予約解禁日（追加予約）は、1か月前の2日から（上笹下地域ケアプラザのみ） 注意：1月は5日から受付

（2）団体登録の条件

ア 団体登録は、原則5名以上です。

イ 団体Ⅱ（福祉保健協力団体）は、年間2回以上の福祉保健活動の記録を年に1度、ご提出いただきます。